

フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針

1 目的

フェリス女学院大学（以下「本学」という。）は、適切かつ効果的な大学運営を図ることのできる能力を持った人材を育成するため、教職員の資質向上の取組としてスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の機会を設ける。

2 SDの定義

「SD」とは、本学における適切かつ効果的な大学運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力を向上させるための研修や取組とする。

なお、授業及び研究指導の内容及び方法の改善により教育の質的向上を図るための組織的な研修「ファカルティ・ディベロップメント」（FD）は除く。

3 対象

大学学則（1965年4月1日制定）第38条第2項に規定する教職員のうち、本学の運営を担う専任の教員及び職員を対象とする。

4 内容

上記1の目的を達成するため、対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なSDを組織的かつ体系的に実施する。

- (1) 大学運営に関する研修
- (2) 大学改革に関する研修
- (3) 業務領域の知見の獲得及びスキルアップに関するもの（総務、財務、人事、企画、教務、研究、学生の厚生補導等）
- (4) その他、教職員の資質向上に関するもの

5 実施体制

実施に当たっては、全学内部質保証推進委員会で年間の計画を確認するほか、年度途中であっても、必要に応じて新たな研修・取組を実施する。

本学におけるSDに関する総括業務は、大学事務部総務課で行い、個別の研修・取組の実施に当たっては、関連する部署と協力の上、行うこととする。

SD実施後は、受講者を対象としたアンケートや知識や技能の修得度確認などを実施し、SDの改善・向上を図ることとする。

なお、研修実施状況は、全学内部質保証推進委員会に報告する。

以 上